

**産地パワーアップ事業
奈良県事業実施方針**

都道府県名 奈良県

策定：平成28年4月25日

変更：平成29年2月 1日

1 目的

平成27年10月の環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意、翌28年2月の協定署名を受けて、県内の水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫し、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。

このため、本県農業について、右記の各種の方針・計画と整合させつつ、産地の収益力向上に向けた効率的かつ高収益な生産出荷体制の整備を戦略的に実施する。

このため、県、市町村、地域農業再生協議会等の関係機関が一体となり、本事業に係る取組を総合的に推進する。

- ①奈良県農業振興地域整備基本方針
- ②農業基盤の強化の促進に関する基本方針
- ③水田フル活用ビジョン
- ④奈良県果樹農業振興計画
- ⑤奈良県花き生産指導計画
- ⑥奈良県茶業振興基本計画
- ⑦薬用作物生産指導計画

2 基本方針

作物名	作物別、本事業で推進すべき方策	目標の設定に係る留意事項
水稻、小麦、大豆、そば、なたね等土地利用型作物 (ただし、水稻には主食用米の他に新規需要米、加工用米を含む)	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県の水田フル活用ビジョンと整合する以下の方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械作業等の集約等(農地の利用集積、農作業の受委託も含む。)による効率化を推進 ○ 販売額の10%以上の増加 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の水準 	<p>産地パワーアップ計画での成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとし、すべての取組主体事業計画が産地パワーアップ計画の目標達成に不可欠であることを確認する。</p> <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>① コスト削減効果の比較は、農業者の生産コストで比較。 (農業者の現状値又は地域の平均的なコスト等と比較)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標及び評価の設定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・各規模別等に農家の生産コストを調査する。調査対象農家は任意抽出し、調査の協力を求める。事業を実施する農家は必須とし、事業を実施しない農家にも協力を得る。確定申告書、青色申告書等により調査を行う。 ・調査結果を基に、産地の10a当たりの生産コストを算定する。 <p>② 共同利用施設のみを整備する場合、運営コスト10%削減を成果目標とすることは可であるが、施設利用料の10%削減を成果目標とすることは不可。 なお、個別農業者が利用する施設のみを整備する場合、コスト低減効果は当該個別農業者の全生産コストで比較することとする。</p>
野菜 (県又は各市町村の振興方針等で位置づける野菜)	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、以下の方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低コスト化技術、施設の導入を推進 ○ 販売額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益性の高い品目・品種への転換を推進 ・ 収量および品質向上技術及び施設の導入の推進 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の水準 	

果樹 (県果樹農業振興計画等で位置づける果樹及び柿葉)	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県果樹農業振興計画と整合する以下の方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能機械の導入による低コスト化を推進 ・ 共同選果場の機能向上による生産、集出荷の低コスト化を推進 ○ 販売額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同選果場の機能向上による品質向上・ブランド化を推進 ・ 同一品種の改植による果樹産地の若返りを図り、生産性向上を推進 ・ 高品質果実安定生産技術の導入を推進 ・ 水田転換や雨よけ等簡単な栽培施設の導入等を推進 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の水準 	<p>【販売額向上効果の比較の考え方】</p> <p>① 単位面積当たりの販売額の増加率で比較。 ② 単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目については、総販売額で比較することも可能。 ただし、県が地域の高収益化につながると判断する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標及び評価の設定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・各規模別等に農家の単位面積あたり販売額を調査する。調査対象農家は任意抽出し、調査の協力を求める。事業を実施する農家は必須とし、事業を実施しない農家にも協力を得る。確定申告書、青色申告書等により調査を行う。 ・調査結果をもとに、産地の単位面積当たりの販売額を算定する。 ・評価は、目標と同様の手法により、同じ農家で調査を実施する。
花き (県花き生産指導計画等で位置づける花き)	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県花き生産指導計画と整合する以下の方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低コスト化技術及び施設の導入を推進 ○ 販売額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収量および品質向上を図る技術及び施設の導入を推進 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の水準 	
茶 (県茶業振興基本計画等で位置づける大和茶)	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県茶業振興基本計画と整合する以下の方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能機械の導入による低コスト化を推進 ・ 加工施設の機能向上及び再編整備を推進 ・ 省エネ型加工施設の導入を推進 ○ 販売額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高級茶(覆い茶)の生産を推進 ・ てん茶加工施設の導入を推進 ・ 担い手への園地集積を推進 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の水準 	
薬用作物 (県薬用作物生産指導計画等で位置づける薬用作物)	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県薬用作物生産指導計画と整合する以下の方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理作業の機械化を推進 ○ 販売額の10%以上の増加 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の水準 	

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

1 本事業の推進・指導

事業の効果的な実施に向け、県関係課及び出先機関、市町村、JA等が連携し、推進・指導に当たるものとする。

2 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域農業再生協議会等の管内の関係者(県、市町村、農業者団体等)で計画の内容を審査する審査体制を構築する。

また、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の申請書の確認に際しては、各協議会の構成組織である県(県農業再生協議会の場合)又は市町村(地域農業再生協議会の場合)、県出先機関(産地協議会の場合)に属する補助事業に精通した担当者が審査・検査を行い、取組主体からの交付申請、実績報告については、審査・検査した組織の長による意見書を付して知事に申請、報告を行うこととする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
基本方針で示した作物	<ul style="list-style-type: none">○ 補助対象施設 産地パワーアップ事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)の別表メニュー欄の1整備事業に掲げる施設を助成の対象とする。なお、整備事業の実施の検討に当たっては、地域内に既存の共同利用施設がある場合は、その利用を十分に検討する。また、再編利用に該当する場合、強い農業づくり交付金実施要領(産地合理化の促進の取組)に基づき、事業を実施する。○ 取組要件 産地パワーアップ事業実施要領(平成28年1月20日付け27生産第2391号27政統第490号生産局長政策統括官通知。以下「実施要領」という。)の別紙1、2、3及び4の要件を満たす取組を助成の対象とする。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
基本方針で示した作物	<ul style="list-style-type: none">○ 取組要件 実施要領の別紙1、2、3及び4の要件を満たす取組を事業対象とする。○ 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材、作業労賃及び果樹の改植を行う場合の対象品目・品種とその選定理由は、別添の実施方針別紙1のとおり。その事業の実施は、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接貢献し、導入効果を定量的に説明できるものに限る。また、農業機械等のリース導入に当たっては、いわゆる単純更新（同能力・同処理量のものを再導入）は助成の対象外とする。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
基本方針で示した作物	<ul style="list-style-type: none">○ 取組要件 実施要領の別紙1、2、3及び4の要件を満たす取組を事業対象とする。ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提として実施するものに限る。○ 産地として技術実証の対象となる農業機械等のうち、助成対象とする農業機械等は別添の実施方針別紙1のとおりとする。その事業の実施に当たっては、その導入効果を定量的に説明できるものに限る。また、農業機械等のリース導入に当たっては、いわゆる単純更新（同能力・同処理量のものを再導入）は助成の対象外とする。○ ほ場の借上経費については、奈良県農業会議が作成する事業実施時の最新の「賃借料情報」により適用する。

(2) 整備事業

産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産省事務次官通知）及び産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時には、以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。		2 助成金の請求時には、以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。	
<p>(1)整備事業(基金事業のうち整備事業及び整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 営農計画書の写し(農業新規参入者等農業実績がない場合)<input type="checkbox"/> 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料<input type="checkbox"/> 費用対効果分析(強い農業づくり交付金事業に準じた書類)<input type="checkbox"/> 施設の規模算定根拠<input type="checkbox"/> 位置、配置図、平面図<input type="checkbox"/> 施設の管理運営規程など<input type="checkbox"/> 中古、古材を使用する場合、適正な耐用年数をしていること等を確認できる書類<input type="checkbox"/> 前年度の青色申告書(農業者の場合)<input type="checkbox"/> 施設設置場所、受益地域を示した地図<input type="checkbox"/> 事業の継続性が担保されてていることが確認できる書類(農業者の場合)<input type="checkbox"/> その他必要な書類等	<p>(2)生産支援事業及び効果増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 申請者の規約(但し、取組主体が農業者の場合は不要)<input type="checkbox"/> 営農計画書の写し(農業新規参入者等農業実績がない場合)<input type="checkbox"/> 導入する機械・機器、パイプハウス等資材の利用計画<input type="checkbox"/> 導入する機械・機器の能力・台数、パイプハウス等資材などの算定根拠<input type="checkbox"/> 価格決定根拠資料(概算見積書)<input type="checkbox"/> 導入する機械・機器のカタログ<input type="checkbox"/> 位置、配置図<input type="checkbox"/> 果樹改植実施面積が確認できる書類の写し<input type="checkbox"/> リース事業者の適格性を判断できる資料<input type="checkbox"/> その他必要な書類等	<p>(1)整備事業(基金事業のうち整備事業及び整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 入札関係書類(農業者等入札によりがたい場合は、3社以上の見積書)<input type="checkbox"/> 契約に係る指名停止等に関する申立書(第2号様式の別紙)<input type="checkbox"/> 契約書の写し<input type="checkbox"/> 出来高設計書<input type="checkbox"/> 納品、請求書、領収書(支払い済みの場合)<input type="checkbox"/> 現場写真<input type="checkbox"/> 補助金に消費税を含む場合は、その理由がわかる書類<input type="checkbox"/> その他必要な書類等	<p>(2)生産支援事業及び効果増進事業</p> <p>【リース導入の場合の確認書類】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 導入する機械・機器の見積書(原則3者以上)<input type="checkbox"/> リース導入に係る入札関係書類<input type="checkbox"/> 発注書、リース契約書、借受証<input type="checkbox"/> リース契約書の写し<input type="checkbox"/> リース導入した機械・機器の写真<input type="checkbox"/> 納品、請求書、領収書(支払い済みの場合)など<input type="checkbox"/> 補助金に消費税を含む場合は、その理由がわかる書類<input type="checkbox"/> その他必要な書類等 <p>【資材、果樹の改植の確認書類】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 見積書(原則3者以上)(改植は提出不要。保存は必要)<input type="checkbox"/> 発注書(売買契約書)(改植は提出不要。保存は必要)<input type="checkbox"/> 紳品、請求書、領収書(支払い済みの場合)など(改植は提出不要。保存は必要)<input type="checkbox"/> 導入したことがわかる写真(改植は実施前後において、は場全体の境界線が明瞭にわかる写真)<input type="checkbox"/> 補助金に消費税を含む場合は、その理由がわかる書類<input type="checkbox"/> その他必要な書類等 <p>※機械導入は、(1)整備事業に準じた書類</p>

6 産地パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

- 県実施計画に位置づける産地パワーアップ計画の認定に当たっては、以下のポイント制により実施する。
県は、地域農業再生協議会等から県が指定する期日までに提出された産地パワーアップ計画書の内容を審査し、別添の実施方針別紙2に基づき、ポイントを付け、事業実施の諸条件を満たし、予算額が適正で成果目標が達成可能なものについて採択を行う。なお、基金管理団体から県に配分された予算以上の要望があった場合、実施方針別紙2に従ってポイント付けを行った後、ポイントの高いものから予算の範囲内で採択を行う。また、予算額に満たなかった場合は追加募集を行うことができる。

7 取組主体助成金の交付方法

- 取組主体助成金の交付については、「奈良県産地パワーアップ事業補助金交付要綱」に定める。
なお、整備事業に係る助成金については、県域の事業は県が直接交付し、県域の事業以外は、原則市町村を通じた交付とする。
整備事業以外の事業に係る助成金については、地域農業再生協議会等の構成組織である市町村等が責任をもって事業完了に係る審査・検査等を確実に実施することとし、県から取組主体等に対して直接交付する。
- 取組主体(受益者)が複数の市町村にまたがる産地パワーアップ計画については、計画に参画する取組主体数(同数の場合は、取組面積)が最も多い地域農業再生協議会が代表(代表協議会)となり、関係する地域農業再生協議会及び市町村と連携をとつて提出する。
また、地域農業再生協議会がない村での取組、県全体の広域的な取組及び県が取組主体となる取組については、県農業再生協議会が主体となって計画を提出することができる。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 取組主体は、本事業の実施要綱、実施要領、奈良県補助金等交付規則、奈良県産地パワーアップ事業補助金交付要綱等に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。以上の関係通知に記述があるもののほか、遵守すべき主な事項は以下のとおり。
- 契約に当たっての条件(一般競争入札等)は以下のとおり。
 - ① 施設、設備の整備に当たっては、実施要領別紙2の上限事業費を上限とし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。上限事業費が設定されていない施設、設備の整備に当たっては、その事業費が妥当であることを対外的に説明できるものとし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。
 - ② 事業実施に当たっては原則、一般競争入札に付することとし、その手法等については「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」に準じるものとする。
 - ③ リース方式による農業機械等の導入での機種選定に当たっては、取組主体の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。また事業者の選定については、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札により、事業費の低減を図る。やむを得ない事由があると県が認める場合に限り、県が指定する見積り合わせ等の方法で実施することとする。
 - ④ リース方式による農業機械の導入に当たり、リース事業者の選定では、過去3ヶ年の会計年度のうち少なくとも1ヶ年において、年間3千万円以上のリース取扱高(当該会計年度における新規契約高をいう。)の実績を有する者から選定することとする。
 - 施設・設備整備に当たっての条件は以下のとおり。
 - ① 施設、設備の整備に当たっては、過去の類似した内容の整備事業の実施の有無を確認し、過去の事業との受益地の重複がないことや単純更新に該当しないこと等を確認する。
 - ② 事業の実施に当たっては、現在、類似した事業を実施していないことを確認する。
 - 事業要件を満たさないことが判明した場合は、産地パワーアップ事業業務方法書第9条により、県を通じて基金管理団体に助成金を返還しなければならない。
 - 補助金にかかる仕入に係る消費税等相当額の返納について

各取組主体について、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各取組主体に係る部分については、この限りではない。
 - 財産の管理等について
 - ① 本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るようにしなければならない。
 - ② 取組参加者が本事業により取得した財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、産地パワーアップ事業業務方法書第15条により、その全部又は一部を納付せざることがある。
 - 財産処分の制限について
 - ① 本事業に係る助成金の交付を受けた取組参加者は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)」第22条に準じて、取得財産等について、その交付を受けた市町村長または知事の承認を受けないで、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。
 - ② 取得財産等のうち、①の規定の対象となるものは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」第13条第4号の規定および機械・機器整備に対する助成対象の範囲を勘案し、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。
 - ③ 前項の財産の処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)は、助成金交付の目的および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」を勘案して、「農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)」第5条により定める処分制限期間に準ずることとする。
 - ④ 本事業に係る助成金の交付を受けた取組参加者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめその交付を受けた市町村長又は知事の承認を受けなければならない。
 - ⑤ ④に規定する手続きは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に準じて行うこととする。
 - ⑥ 市町村長は、④の処分を制限された取得財産等の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

9 その他

- 本実施方針にいう「産地」(産地パワーアップ計画の対象とする範囲)とは、一定のまとまりをもって農業生産が行われる範囲とし、一定のまとまりとは、地域の出荷組織なども含む範囲とし、産地パワーアップ計画を作成する主体が設定する。
- 産地パワーアップ計画での成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとし、すべての取組主体事業計画が産地パワーアップ計画の目標設定に不可欠であることを確認することとする。また、成果目標に対する達成度の評価に当たっては、目標設定時と同じ算定方法により同じ農家等を対象として調査を実施する。
- 奈良県内に実績のない新規作物、栽培方法、技術・機械導入等リスクが高い取組については、取組主体が属する市町村を管轄する農林振興事務所や農業研究開発センター等の意見を聴取し、取組の適否を事前に十分に検討すること。

実施方針別紙1

奈良県産地パワーアップ事業実施方針のうち生産支援事業及び効果増進事業の「取組要件」

①本事業の成果目標の達成に必要不可欠な農業機械の導入及びリース対象

対象作物	補助対象とする機械(導入、リース)	上限単価
水稻、小麦、大豆、野菜、果樹、花き、茶、薬用作物のうち県又は各市町村の振興方針等で位置づける作物	対象作物を生産するための耕耘、整地、耕土改良、施肥、防除、播種、育苗、移植、栽培管理、収穫、乾燥、調製等に必要な機械・機器 ※リースで導入する機械・機器の規格等については、導入機械の負担可能面積を算出し、負担可能面積(量)と比較して適正なものであることが確認できる資料を添付すること	同種、同機能のものも含め、複数の見積もりを取り、その最低価格を上限とする。

②本事業の成果目標の達成に必要不可欠な生産資材の導入等

対象作物	補助対象とする生産資材等	上限単価
水稻、小麦、大豆、野菜、果樹、花き、茶、薬用作物のうち県又は各市町村の振興方針等で位置づける作物	簡易な補助暗きよ(弾丸暗きよ)、明きよの作業労賃	25,000円/10a
	高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材	6,000円/m ²

③果樹の改植(同一品種)の対象品目および品種、その選定理由

- 対象品種の要件である「競争力のある品種」は、次のいずれかに当てはまる場合に認められる。
 - ① 現在、本県から輸出が行われている品種(品種名を示して輸出先で販売されているかは問わず、規格外品、無選別品が輸出されている場合を除く。)
 - ② 本県で育成又は普及した品種であって、他の地域、他の品種と差別化され、品種名を示すなどしてブランド化がなされている品種
 - ③ 当該品種の栽培面積について、全国シェアが一定割合以上(全国の栽培面積のおおむね5%以上)あり、かつ、本県において一定割合以上(当該品目全体の栽培面積のおおむね1割以上)を占める主要品種であること
- 下記に示す品目は、奈良県果樹農業振興計画において振興品目に位置づけており、対象品目となる。

対象品目	対象品種	「競争力のある品種」の要件			選定理由
		①	②	③	
かき	富有	○		○	県栽培面積の約50%を占める甘柿の主要品種。老木園の割合が高い。
	刀根早生	○		○	本県渋柿の主要品種で、今後輸出の拡大が見込まれる。
	平核無	○		○	刀根早生と富有をつなぐ中生品種として今後も需要が見込まれる。
	松本早生富有	○		○	同上
うめ	白加賀		○		本県において栽培面積が最も多い品種である。
	南高		○		県栽培面積の約20%を占め、品種のブランド力が高い。
なし	二十世紀		○		主産地の大淀町における主要品種である。
	幸水		○		主産地の斑鳩町における主要品種である。
	豊水		○		同上
ぶどう	デラウェア		○		小粒種ぶどうの代表品種で、今後も需要が見込まれる。
	巨峰		○		大粒種ぶどうの代表品種で、今後も需要が見込まれる。
くり	銀寄		○		県栽培面積の約60%を占める晩生の主要品種である。
	筑波		○		中生の主要品種
	丹沢		○		早生の主要品種
うんしゅうみかん	興津早生		○		県栽培面積の約40%を占める早生うんしゅうの主要品種である。
いちじく	棚井ドーフィン		○		県栽培面積のほぼ全てを占めており、今後も需要が見込まれる。
もも	白鳳		○		県栽培面積の約40%を占める中生の主要品種である。
	清水白桃		○		県栽培面積の約30%を占める晩生の主要品種である。
すもも	大石早生		○		早生の主要品種
	ソルダム		○		晩生の主要品種
	サンタローヴァ		○		中生の主要品種
キウイフルーツ	ヘイワード		○		県栽培面積のほぼ全てを占めており、今後も需要が見込まれる。

実施方針別紙2

奈良県産地パワーアップ事業実施方針のうち計画承認の優先順位の設定

※ポイントが同点の場合は、①成果目標ポイント、②取組受益農家数、③面積ポイント、④重点作物のポイントの順に高い計画から採択し、これらが全て同点の場合は、産地パワーアップ計画内の取組主体事業計画の合計金額が低いものから採択する。

区分	ポイント				
成果目標	■次の成果目標の中から、いずれか1つを選択すること。 (整備事業で共同利用施設の整備を行う場合は、ポイントを2倍とする。)				
	①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上削減	▲10%以上 ▲15%以上 ▲20%以上	1ポイント 3ポイント 5ポイント		
	②販売額の10%以上向上	+10%以上	1ポイント		
		+15%以上	3ポイント		
		+20%以上	5ポイント		
	③契約栽培の10%以上向上かつ50%以上 (全販売量に占める契約栽培の比率)	+10%以上	1ポイント		
		+15%以上	3ポイント		
		+20%以上	5ポイント		
取組受益農家数	○計画内の取組受益農家数 (法人の場合は、構成員の農家数及び農業常時従事者数(年間150日以上農業従事)とする(ただし、同一生計にある者はカウントしない))	3人以上 5人以上 10人以上	1ポイント 3ポイント 5ポイント		
面積	○産地パワーアップ事業実施要領別紙4で要件とされている面積に対する割合 (中山間地域等において、5戸以上の農業者が参画し1ha未満で生産支援事業に取り組む場合、面積ポイントは付与しない)	100%以上 120%以上 140%以上	1ポイント 3ポイント 5ポイント		
重点作物	■計画内の取組主体の半数以上が、取組品目として、次の作物の中から、いずれか1つを選択すること。				
	①各市町村の農業振興方針等で定める作物	2ポイント			
	②本方針の1の各種方針・計画で位置づける振興作物、県の施策に基づく振興作物(リーディング品目・チャレンジ品目(※1)、水稻に代わる高収益作物(※2)、薬用作物(※3)、取組主体が属する市町村を管轄する農林振興事務所の普及指導計画に位置づける振興作物				
	(※1)柿、キク、イチゴ、茶、大和野菜、サクランボ、切り花ダリア(球根含む)、切り枝花木、有機野菜、イチジク 大和野菜:大和まな、千筋みずな、宇陀金ごぼう、ひもとうがらし、軟白ずいき、大和いも、祝だいこん、結崎ネブカ、小しようが、花みようが、大和きくな、片平あかね、紫とうがらし、黄金まくわ、大和三尺きゅうり、大和丸なす、下北春まな、筒井れんこん、味問い合わせ、黒滝白きゅうり、大和ふとねぎ、香りごぼう、半白きゅうり、大和寒熟ほうれん草、朝採り野菜				
	(※2)加工用野菜				
	(※3)トウキ、シャクヤク、ミシマサイコ、センブリ、カノコソウ、キハダ、ジオウ、ボウフウ、イトヒメハギ、カンゾウ				